

第75回栃木県准看護師試験実施要領

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定に基づき、第75回栃木県准看護師試験を次のとおり実施する。

1 試験日時

(1) 期日

令和8（2026）年2月1日（日）

(2) 時間

13時30分から16時まで（150分）

（試験会場への入場は12時30分からとし、13時5分からオリエンテーションを行う。）

2 試験会場

栃木県宇都宮市陽南4丁目2-1 栃木県立衛生福祉大学校

3 試験方法

筆記試験（マークシート解答方式）

4 試験科目及び問題数

人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護 150問

5 受験資格

保健師助産師看護師法第22条各号のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当する者）であること。

- (1) 文部科学大臣の指定した学校（准看護師学校）において2年の看護に関する学科を修めた者（令和8（2026）年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（令和8（2026）年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 文部科学大臣の指定した学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）において看護師になるのに必要な学科を修めて卒業した者（令和8（2026）年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (4) 文部科学大臣の指定した学校（看護師学校）において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（令和8（2026）年3月までに修業する見込みの者を含む。）
- (5) 都道府県知事の指定した看護師養成所を卒業した者（令和8（2026）年3月までに卒業する見込みの者を含む。）
- (6) 外国の保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)から(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
- (7) 外国の保健師助産師看護師法第5条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(6)に該当しない者で、厚生労働大臣の定める基準に従い、栃木県知事が適当と認めたもの

6 受験手続

試験を受けようとする者は、次の出願書類を栃木県保健福祉部医療政策課に提出すること。

(1) 第75回栃木県准看護師試験願書（別紙1）

願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

(2) 第75回栃木県准看護師試験写真票・受験票（別紙2）

出願前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルの写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記入したものを貼り付け、次のいずれかの方法により、その写真が受験者本人と相違ないことの確認を受けること。

ア 卒業した又は在籍している学校又は養成所において、当該学校（長）又は養成所（長）の印又は刻印により写真に割印を受けること。

イ 受験者本人が、9の出願書類提出先に願書及び写真の貼ってある身分証明書等（運転免許証、学生証、旅券、公的機関の発行した身分証明書等）を持参し、受験者本人であることの確認を受けること。

ただし、出願書類を学校又は養成所でとりまとめる場合には、当該学校又は養成所で写真が受験者本人と相違ないことを確認の上、写真照合済の旨付記した文書をもって出願書類を提出する方法でも差し支えない。

(3) 受験資格を証する書類

ア 5の(1)から(5)までのいずれかに該当する者は、当該学校又は養成所の修業証明書又は卒業証明書。修業又は卒業見込みである者については、修業見込証明書又は卒業見込証明書とするが、令和8（2026）年3月3日（火）17時までに修業証明書、卒業証明書又は卒業（修業）確定証明書のいずれかを提出すること。また、卒業（修業）確定証明書を提出した者については、令和8（2026）年3月13日（金）17時までに卒業等証明書を提出すること。修業証明書、卒業証明書又は卒業（修業）確定証明書がそれぞれの提出期限までに提出されないときは、試験結果のいかんにかかわらず当該者に係る試験を無効とする。（この場合、12の(3)の試験結果の公開は行わない。）

なお、出願書類を学校又は養成所で取りまとめる場合には、修業見込証明書又は卒業見込証明書等は一連名簿で提出しても差し支えない。

イ 5の(6)又は(7)に該当する者は、当該事実を証する書類の写し

7 受験手数料

(1) 6,900円分の栃木県収入証紙を願書の所定の位置に貼り付け、消印はしないこと。

(2) 出願書類を受理した後は、いかなる場合でも書類は返還せず、受験を辞退しても受験手数料は返還しない。

8 出願書類の請求方法等

(1) 栃木県内の学校又は養成所に在学中の者は原則として当該学校又は養成所を通じて請求する。

(2) 県内に在住又は勤務・通学している者で准看護師等養成所を通して申し込むことができない事情がある方及び県外の准看護師養成所等を卒業見込みの方又は卒業した方は、栃木県のホームページに記載の方法により申し込む。

(3) 受付期間

令和7（2025）年10月15日（水）～令和7（2025）年10月17日（金）の9時から17時まで
上記以外の方法、時間での申込みは無効となる。

9 出願書類の提出方法及び期間

(1) 方法

ア 栃木県内の学校又は養成所に在学中の者は原則として当該学校又は養成所を通して提出する。

イ ア以外の者は、郵送又は持参により行う。なお、郵送の場合は、封筒の表の宛名の左側に「准看護師試験願書在中」と朱書きし、簡易書留とすること。

(2) 願書の受付期間

令和7（2025）年12月8日（月）～同月11日（木）の9時00分から17時00分まで
（郵送の場合は、令和7（2025）年12月11日（木）の消印有効）

10 出願書類の提出先

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1-20（栃木県庁本館4階南側）
栃木県保健福祉部医療政策課看護職員育成担当

11 受験票の交付

出願書類を受理した後、受験資格があると認められた者については、出願書類を学校又は養成所できとまとめた場合には当該学校又は養成所に、それ以外の場合には本人に受験票を送付する。

12 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

令和8（2026）年3月5日（木）9時に、栃木県庁屋外掲示場に合格者の受験番号を公示する。栃木県のホームページにも9時から合格者の受験番号を掲載するが、正式には公示及び合格証書によるものとする。電話による照会には応じない。

(2) 合格証書の交付

合格者については、出願書類を学校又は養成所できとまとめた場合には当該学校又は養成所に、それ以外の場合には本人に合格証書を送付する。

ただし、通知は受験者が修業見込者又は卒業見込者である場合にあっては、卒業等証明書の提出後に合格証書を送付する。

(3) 試験結果の公開

受験者本人に対する試験結果の公開を次のとおり行う。

ア 公開内容

受験者本人の総得点及び合格点

イ 公開方法

受験者本人がウの場所において受験票を提示し口頭による請求を行った場合、出願時に提出された写真との照合により受験者本人であることを確認の上、アの内容を口頭で公開する。したがって、試験結果の公開を希望する者は、受験票を持参すること。また、電話による請求には応じない。

ウ 公開期間及び場所

① 令和8（2026）年3月5日（木）

9時00分～11時45分 栃木県庁内昭和館1階 多目的室1

13時10分～17時00分 栃木県庁本館4階南側 医療政策課

② 令和8（2026）年3月6日（金）～4月6日（月）

（土曜日、日曜日及び祝日は除く。）

9時00分～17時00分 栃木県庁本館4階南側 医療政策課

(4) 試験問題等の公表

合格発表時、栃木県のホームページに試験問題、正答番号、合格基準等を公表する。

13 その他

(1) 受験者は、栃木県内の准看護師学校又は養成所を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）及び栃木県内在住者又は通勤・通学している者とする。県外の准看護師学校又は養成所を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）については、試験会場の収容人員の範囲内で受入を行う。

(2) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、令和7年12月11日（木）までに栃木県保健福祉部医療政策課看護職員育成担当に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

【問合せ先】

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1-20

栃木県保健福祉部医療政策課看護職員育成担当 電話 028（623）3152